

LEVICA 加盟店規約

第1章 定義、総則

第1条 (総則)

本規約は、レヴィアス株式会社（以下「当社」といいます。）の発行する LEVICA によって対象商品等の代価の弁済を受ける加盟店の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約及び当社が別途定める規程類等（以下「本規約等」）にご同意いただいたうえで、LEVICA による対象商品等の代価決済サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくものとします。

第2条 (定義)

1. 「加盟店」とは、LEVICA による支払を受け入れる、当社との間で当社所定の加盟店契約を締結した者をいいます。
2. 「LEVICA」とは、当社が発行し、ブロックチェーン上で記録される金銭的価値を証するものをいいます。なお、LEVICA の1コインは1円に相当します。
3. 「本サービス」とは、利用者が当社又は加盟店に対し、対象商品等の代価の全部又は一部の弁済として、当社所定の方法により LEVICA を使用することで、加盟店から対象商品等を購入し又はその提供を受けることができるサービスをいいます。
4. 「ウォレット」とは、オンライン上で稼働し、LEVICA を保管・管理する機能を有するウォレットをいいます。
5. 「本アカウント」とは、当社所定の手続きにより登録され、ウォレットその他本サービスの利用に必要なシステム・ツール等を保有又は利用することができるアカウントをいいます。
6. 「対象商品等」とは、当社及び加盟店によって販売される商品及び提供されるサービス等のうち、LEVICA による代価の弁済が認められたものをいいます。
7. 「利用者」とは、別途当社が定める LEVICA 利用規約に従って、本アカウントを登録した者をいいます。

第3条 (加盟店契約の締結)

1. 加盟店となることを希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約等にご同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

2. 当社は、前項の申込みにつき、以下の各号に掲げる項目を含む事項について審査を行い、申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨及び加盟店番号、ウォレットアドレスを通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で加盟店契約が成立するものとします。
 - (1) 申込者の業種
 - (2) 法令に基づく許認可（第二種金融商品取引業登録を含むがこれに限られない）の有無
 - (3) 申込者が主に取り扱っている商品又はサービスの内容
 - (4) 申込者が LEVICA を用いて代価の決済を行うことを予定している商品又はサービスの内容
 - (5) 申込者の反社会的勢力（第 16 条第 1 項に定義します。）の該当の有無
3. 当社は、申込者の加盟店登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務又は責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、第 2 項により当社との間で加盟店契約が成立することにより、ウォレットその他本サービスの利用に必要なシステム・ツール等（総称して、以下「本システム等」といいます。）を保有又は利用することができます。

第 2 章 LEVICA による対象商品等の代価決済サービスの利用

第 4 条 （LEVICA での決済）

1. 当社及び加盟店が本サービスを利用することで、利用者は、LEVICA を、1 コインを 1 円相当額として、対象商品等の代価の弁済に利用できるものとします。
2. 対象商品等の代価の弁済は、利用者が、自己のウォレットに係るアドレスから加盟店が別途指定するウォレットに係るアドレスに、LEVICA を送付する方法によって行われます。
3. 加盟店は、利用者が LEVICA で決済した金額（以下「決済額」といいます。）に並び、当社に対し、第 10 条第 1 項に定める代価決済加盟店手数料を日本円で支払うものとします。
4. 当社は、加盟店が当社所定の方法により LEVICA の日本円への換金を請求した場合に、当該 LEVICA の金額から、第 10 条第 1 項に定める代価決済加盟店手数料及びこれに対する消費税並びに第 10 条第 2 項に定める振込手数料の額を日本円で差し引い

て、その残額を当社所定の時期までに、あらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。ただし、当該支払日が銀行休業日に該当するときは、翌銀行営業日を支払日とするものとします。

5. 当社は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。
6. 加盟店との間の紛議を理由に利用者が当社に苦情を申し入れた場合、利用者との紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、又は加盟店契約（本規約等を含みます。以下同じです。）若しくは法律の規定に違反した場合若しくは第 21 条第 2 項に定める場合（かかる場合に該当する事象を以下「支払調整事由」といいます。）、当社は、加盟店に対する第 5 項に定める金額の支払を、(1)(i)拒絶若しくは(ii)当該支払調整事由が解決するまで留保、又は(2)当該支払調整事由にかかる支払済み金員の返還を求め、又は、(3)次回以降に当該加盟店に対して支払う金員から当該支払調整事由に係る金員を差し引くことができるものとします。
7. 第 2 項にかかわらず、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引が当社所定の方法によって取消又は解除された場合、当社は当該取消又は解除に係る LEVICA につき、当該利用者に返還することがあります。ただし、当社はかかる LEVICA の返還を行う義務はありません。
8. 第 2 項にかかわらず、当社は、理由のいかんを問わず、当社が決済の取消しを実行すべき事由が発生したと判断した場合（不正使用が行われた場合又はその疑いがある場合、利用者から本サービスを利用していないとする申し入れがあった場合を含みますが、これらに限られません。）、決済の取消しを行うことができるものとします。決済の取消しが行われた場合、当社は、当該取消しに係る LEVICA につき、当該利用者に返還することがあります。ただし、当社はかかる LEVICA の返還を行う義務はありません。

第 5 条 （加盟店としての遵守事項）

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店は、対象商品等の取引に監督官庁の許認可が必要とされる場合、監督官庁から交付を受けた許認可証又は届出書等の写しを当社に提出するものとし、かかる許認可又は届出が取消し又は無効となった場合には、当該対象商品等に係る本サービスの利用を停止するものとします。

- (2) 加盟店は、利用者からの対象商品等に関する問い合わせ又は苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任において利用者からの問い合わせ又は苦情等に対応するものとします。
 - (3) 加盟店は、対象商品等の販売又は提供にあたっては、自らに適用のある法令及び関連する監督指針・ガイドライン等に違反してはなりません。
 - (4) 加盟店は、利用者が第4条第1項及び同条第2項に基づき LEVICA により対象商品等の代価の弁済を行う場合には、利用者による LEVICA の利用を拒むことはできないものとします。ただし、LEVICA が盗取されたものであるとき、LEVICA の保有者が LEVICA を不正に取得したとき、又は不正に取得された LEVICA であることを知りながら使用したときはこの限りではありません。
 - (5) 加盟店は、LEVICA の偽造、変造その他の不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じるものとします。
2. 加盟店は、次に掲げる行為（当該行為に該当する対象商品等の販売又は提供を含みます。）を行ってはならないものとします。
- (1) 不正な方法により LEVICA を取得させ、又は不正な方法で取得された LEVICA であることを知って LEVICA による決済を許容する行為。
 - (2) LEVICA を偽造若しくは変造させ、又は偽造若しくは変造された LEVICA であることを知って LEVICA による決済を許容する行為。
 - (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (4) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
 - (6) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為。
 - (7) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿又は送信する行為。
 - (8) 当社又は第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
 - (9) LEVICA を当社所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
 - (10) 本規約等に定める以外の方法で LEVICA の譲渡を受ける行為。

- (11) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（対象商品等の販売又は提供及び当社が認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他の利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為。
 - (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為。
 - (13) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為。
 - (14) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為。
 - (15) 本サービスに関する当社のシステム（当社のサーバーやネットワークシステムを含みます。）に支障を与える行為、処理を自動的に実行するコンピュータプログラム、当社が意図しないコンテンツの改変又は動作を行わせるソフトウェア、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他当社による事業の運営又は他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
 - (16) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為。
 - (17) 本規約等に違反する行為、その他当社が不相当と判断した行為。
3. 当社は、加盟店が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は、加盟店の行為又は対象商品等の販売又は提供が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第6条 （報告・調査・協力）

1. 加盟店は、[毎年4月及び10月の最初の営業日]（以下「使用実績報告日」といいます。）に、前回の使用実績報告日（当日を含みます。）から今回の使用実績報告日の前日までの期間におけるLEVICAの使用実績について、当社所定の方法により報告するものとします。
2. 加盟店は、当社から本サービスにかかる取引に関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
3. 加盟店は、当社から依頼があった場合、利用者の本サービスにかかる取引の使用状況等に関する調査に協力するものとします。

4. 加盟店は、当社が加盟店に対して、加盟店の事業内容、決算内容、本サービスにかかる取引の使用状況等その他当社が必要と認める事項に関して調査、報告、又は資料の提出を求めた場合、速やかにこれに応じるものとします。
5. 加盟店は、その業態を変更する場合など加盟店契約時に確認した事項に著しい変更があった場合若しくは本規約等に違反する事由が生じた場合又はそのおそれがある場合、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

第7条 （書面の提出）

加盟店は、当社が求めた場合、本サービスに係る利用者の対象商品等の取得又は本サービスにかかる取引をした対象商品等の明細に係る書面を当社に提出するものとします。

第8条 （システムの使用等）

1. 加盟店は、本システム等を利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器等（以下「通信機器等」といいます。）を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態に置くとともに適切に管理するものとします。また、本システム等を使用するにあたっては、自己の費用と責任において、当社が別途定める利用環境に適合し、加盟店が任意に選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
2. 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。
3. 加盟店は、本システム等を複製、修正、改変又は解析し、本システム等に不正に接続してはならないものとします。また、加盟店は本システム等を第三者に貸与又は利用させてはならず、本システム等又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
4. 当社は、合理的であると判断した場合にはいつでも、加盟店に事前に通知することなく、本システム等の内容を変更することができものとします。

第9条 （取扱禁止権利等）

1. 加盟店は、当社より対象商品等の一部について取扱い中止の要請があった場合、その指示に従うものとします。

2. 加盟店は、以下に掲げる権利等を本サービスにかかる取引において取り扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するもの、又は公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 金融商品取引法その他法令等の定めに違反するもの、及びそのおそれがあるもの
 - (3) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利を不当に侵害するもの、及びそのおそれがあるもの
 - (4) 当社が別途通知したもの
 - (5) その他当社が不相当と判断したもの

第 10 条 （代価決済加盟店手数料等）

1. 本サービスにおける加盟店の代価決済に関して加盟店が当社に支払うべき手数料（以下「代価決済加盟店手数料」といいます。）の額は、別途加盟店契約の申込に先立って当社から書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により示される額又は算定方法により計算される額とし、加盟店は、当社所定の方法により LEVICA の換金を請求した場合、第 4 条第 4 項及び同条第 5 項に従って、代価決済加盟店手数料を支払うものとします。
2. 加盟店は、当社が別途加盟店に対して書面により提示した振込手数料を、第 4 条第 5 項に従って支払うものとします。
3. 当社は、経済情勢、社会情勢の変化、加盟店の信用状態の変動その他の事情を勘案して代価決済加盟店手数料又は代価決済加盟店手数料率を改定することができるものとします。この場合、改定日の 2 ヶ月前までにその内容を通知又は公表するものとします。

第 11 条 （権利帰属）

1. 本システム等、その他当社から貸与、提供又は使用許諾されるソフトウェア、物品等（これらに含まれる一切のプログラム、内容及び情報を含みますが、これらに限りません。）に関する知的財産権、所有権その他一切の権利は当社又は当社に権利を許諾する第三者にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。加盟店は、加盟店契約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。

2. 本システム等に関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権及び営業秘密を含んでいます。

第12条 (サービスの停止)

加盟店が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当社は、加盟店による本システム等の利用及び本サービスにかかる決済業務を留保し又は拒絶することができるものとし、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、本システム等及び本サービスの利用を行うことができないものとします。この場合、当社は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負わず、当該留保拒絶期間中の代価決済加盟店手数料を返還する義務を負いません。

- (1) 加盟店が加盟店契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 加盟店が当社に提出した申込書又は届出書その他の書類の内容に虚偽又は不正確な記載があることが判明した場合
- (3) LEVICA の利用に関して利用者による不正行為（偽造、変造その他不正な方法により LEVICA を取得し、又は不正な方法で取得された LEVICA であることを知って LEVICA による決済を行う行為を含みますが、これらに限られません。以下本号において同じ。）が行われ、又は行われるおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知り、又は重大な過失により知らなかった場合
- (4) 加盟店における、他の会社が提供している決済サービスの利用に関して、他の会社等より、加盟店において不正使用が発生した、又は発生し得る疑いがある旨の通知を当社が受領したとき
- (5) 加盟店が5年間以上の期間にわたり、加盟店契約に基づく本サービスの利用を行っていないとき
- (6) 上記のほか、当社が合理的に不適切であると判断した場合

第13条 (サービスの中止・中断等)

1. 当社は、システム保守、通信回線又は通信手段、コンピュータの障害などによる本システム等の中止又は中断の必要があると認めたときは、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中止又は中断することができるものとします。当社は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。

2. 当社は、本システム等に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、当社は、かかる障害により加盟店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第14条 （守秘義務）

1. 当社及び加盟店は、加盟店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報とします。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
 - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 加盟店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、加盟店契約の履行の目的のためにのみ使用できるものとします。
4. 当社は、裁判所、政府若しくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる秘密情報を開示することができるものとします。
5. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、当社が要求した場合、又は秘密情報が不要になった場合には、当社の指示に従い直ちに秘密情報を返却又は廃棄若しくは消去するものとします。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
6. 本条は、加盟店契約の終了後3年間は有効に存続するものとします。

第15条 （当社による個人情報等の取扱い）

1. 当社及び加盟店は、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ。）及び本サービスに関する情報（当社においてはメールアドレス及び携帯電話番号、加盟店においては利用者の氏名、住所、商品等発送先住所、対象商品等の名称、口数、価格を主として、その他の本サービスに関する一切の

情報をいいます。)を当社及び加盟店がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。

2. 当社は、当社が加盟店から取得した個人情報等（個人情報並びにメールアドレス、通信履歴及びクッキー情報等をいいます。以下同じ。）に関し、別途定める LEVICA プライバシーポリシー等に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 加盟店は、本サービスに関し、個人情報等の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正接続、不正利用などの防止に努めるものとします。
4. 加盟店は、加盟店から利用者の個人情報等又は第1項に定める本サービスに関する情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。

第16条 （反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (8) その他前各号に準じる者

2. 加盟店は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社は、加盟店が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく加盟店契約を解除することができます。
4. 当社は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、かかる解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第17条（有効期間・解約等）

1. 加盟店契約の有効期間は、加盟店契約が成立した日から1年間とします。ただし、加盟店契約の期間満了の2ヶ月前までに、当社又は加盟店のいずれからも書面による申し出がないときは、加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社又は加盟店は、前項に定める期間中であっても、解約日の3ヶ月前までに、相手方に対して書面による申入れを行うことにより、加盟店契約を解約することができるものとします。
3. 前各項の規定にかかわらず、当社は、直前5年間に本サービスにかかる取引を行っていない加盟店については、予告することなく加盟店契約を解約できるものとします。
4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、本サービスの取扱いを終了することがあり、この場合、当社は、加盟店に対し事前に通知することにより、加盟店契約を解約できるものとします。
5. 前各項により加盟店契約が終了した場合、当社は、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの代価決済加盟店手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとします。

第18条 (期限の利益の喪失・相殺)

1. 加盟店が加盟店契約又は当社との他の契約に基づくいずれかの債務の一部でもその履行を遅滞した場合、当社からの請求によって、加盟店は当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。
2. 当社は、加盟店契約に基づくものか否かにかかわらず、当社が加盟店に対し有する一切の債権と当社が加盟店に対して負担する一切の債務とを、その支払期限のいかんにかかわらず、対当額をもっていつでも相殺することができるものとします。
3. 相殺にあたっての利息等の計算は、相殺の通知を当社が行った日までを対象として行うものとします。

第19条 (加盟店契約の解除)

1. 当社は、本規約等に別途定めるほか、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第5条第1項又は第2項に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (3) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (6) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
 - (7) その他信用不安事由が生じ、又は契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (8) 前各号の事由が生じるおそれがあると当社が合理的に判断したとき
2. 前項各号に記載する場合のほか、当社は、加盟店が加盟店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないときは、加盟店契約を直ちに解除することができる。
3. 第1項各号又は前項に掲げる事由が生じた加盟店は、このため当社に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、第1項各号の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を一括して当社に支払うものとします。

4. 第1項又は第2項により加盟店契約が解除された場合、当社は、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの代価決済加盟店手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとします。

第20条 （契約終了後の措置及び残存条項）

1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに本システム等を含む本サービスの利用を停止するものとし、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、当社から交付された一切の物（取扱関係書類を含みますが、これに限りません。）を、当社の指示に従って速やかに当社に返却又は破棄するものとします。
2. 本規約等の各条において明示的に記載されている場合のほか、第4条第6項、第11条、第12条、第13条、第16条第4項、第17条第5項、第19条第4項、本条、第21条乃至第24条及び第28条乃至第30条の各規定は、加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとします。

第21条 （責任・損害賠償）

1. 加盟店は、対象商品等を、加盟店が利用者に提示した条件に従い販売又は提供をするものとし、対象商品等に関連する一切の事項並びに本サービスを利用してなされた対象商品等の販売又は提供及びその結果について責任を負うものとします。また、加盟店は、本サービスを利用してなされた対象商品等の販売又は提供に関して債務不履行、契約不適合その他の問題が生じた場合若しくは他の利用者その他の第三者又は当社に損害又は不利益を与えた場合又は加盟店の営業（対象商品等の販売又は提供を含みますが、これらに限りません。）に関連して利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等の苦情、主張、要求、請求、異議等を受けた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。
2. 加盟店が、前項に定める利用者その他の第三者との間の法律関係若しくは事実関係又は加盟店契約若しくは法律の違反によって当社又は利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害（当該当事者が支出した事務処理費用、合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それに限られません。）を直ちに賠償又は補償する責任を負うものとします。
3. 当社は、加盟店契約に定める事項に関して、当社の故意又は重大な過失によって加盟店に損害を与えた場合に限り、加盟店に生じた通常かつ現実の直接損害について、直

近の1ヶ月に当社が当該加盟店より受領した代価決済加盟店手数料の金額を上限として賠償するものとします。

第22条 (遅延損害金)

加盟店は、加盟店契約に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

第23条 (免責)

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線若しくは諸設備の故障、その他当社及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社及び加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由に起因して、加盟店契約の履行が困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社及び加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。
3. 当社は、加盟店及び利用者が本システム等を使用するにあたって、加盟店及び利用者が利用する通信機器等及び電気通信サービス又は電気通信回線の不具合、整備不良、通信異常等（加盟店及び利用者が利用する電気通信事業者に起因するものも含まれますが、それに限りません。）によって生じた損害等については責任を負わないものとします。

第24条 (譲渡禁止等)

加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約上の地位、又は加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第25条 (苦情相談窓口)

LEVICAに関するお問い合わせ窓口は以下の通りです。

東京都港区芝大門2-7-7 4F

レヴィアス株式会社

ウェブサイト：<https://levias.co.jp/contact/>

第3章 雑則

第26条 (加盟店への通知)

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が当社に対して当社所定の方法により届け出た宛先に、郵便、ファックス又は電子メールにより送付又は送信することによって行うものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、当社所定の方法により、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売又は提供する対象商品等の内容又は加盟店の内容（ただし、サイト構成等の軽微な変更は除きます。）を変更しようとするときには、当社所定の方法によりこれを届け出た上で、当社の承認を受けるものとします。
3. 前項に規定する届出が遅延したこと又はかかる届出が行われないことにより、当社からの通知又はその他送付書類が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第27条 (本規約等の変更)

当社は、当社が必要と認めた場合に、本規約等の内容を変更することができるものとします。本規約等を変更する場合、当社のウェブサイトにおいて、あらかじめ変更後の本規約等の内容および効力発生日を告知します。なお、利用者が効力発生日以後に本サービスを利用した場合には、法令上その効力を否定される場合を除き、変更後の本規約等に同意したものとみなされます。

第28条 (準拠法)

本規約等は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第29条 (管轄)

本サービスに起因又は関連して加盟店と当社との間に生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条 （誠実協議）

本規約等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、加盟店と当社で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

以 上